

豊能町同和行政基本方針

2007（平成19）年3月

豊 能 町

はじめに

豊能町では1997（平成9）年5月「豊能町同和行政基本方針」を策定し、その中で同和問題解決への取り組みを、さまざまな人権問題の取り組みにつなげていくという視点が重要であるとの認識を示しました。

また、同年12月には、「豊能町人権尊重のまちづくり条例」を制定し、同和問題をはじめ、女性、障害者、高齢者、子ども、外国人等に関わる差別をなくし、人権意識の高揚を図り、すべての町民の基本的な人権が尊重されるまちづくりの実現に向けた取り組みを展開しています。

さらに、2002（平成14）年3月、豊能町人権問題審議会から「地対財特法」失効後における同和問題解決のための施策、及び「豊能町人権尊重のまちづくり条例」の目的の実現に資するための取り組みについて「豊能町における今後の同和問題の解決に向けた施策のあり方について」として答申を受け、豊能町の同和行政の指針としてきたところです。

しかしながら、2005（平成17）年度に大阪府や豊能町が実施した「人権に関する住民意識調査」などの結果などから、同和問題に対する差別意識の解消が十分に進んでいない状況にあることが明らかになりました。

したがって、この度、豊能町人権問題審議会よりあらたに「豊能町における今後の同和行政のあり方について」の答申を受け、「豊能町同和行政基本方針」を改定しました。

今後、豊能町におけるすべての同和問題が解決されるよう、ひいては、あらゆる差別のない明るく住みよいまちの実現のため、より一層の取り組みを進めてまいります。

2007（平成19）年3月

豊能町長 日下 纓子

目 次

同和問題の基本認識	・・・	1
現状と課題		
「実態等調査」から見た「同和地区」の実態	・・・	3
「町民意識調査」から		
単純集計から見た現状と課題	・・・	5
クロス集計（単純集計を関連付けた集計）から見た現状と課題	・・・	7
同和問題の解決のための基本目標	・・・	12
同和問題の解決のための施策の基本方向		
（1）特別措置から人権尊重の視点に立った一般施策へ	・・・	13
（2）施策の基本方向	・・・	13
人権意識の高揚を図る取組	・・・	13
自立等を支援する取組	・・・	14
人権の保護・救済	・・・	15
地区施設等の活性を図り住民との交流と協働を促進する取組	・・・	15
人権NPOなど住民活動の促進	・・・	16
（3）同和行政の推進にあたって		
庁内推進体制	・・・	17
町民・関係団体等との協働関係の構築	・・・	17
資料 豊能町人権尊重のまちづくり条例	・・・	18

同和問題の基本認識

日本国憲法は、第11条において「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。」とし、第13条において「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」と規定しています。さらに、第14条においては「すべての国民は、法の下に平等であって人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」とし、すべての国民の基本的人権の保障と法の下での平等を規定しています。

さらに、「あらゆる形態の差別の撤廃に関する国際規約」(人種差別撤廃条約)(1965(昭和40年))や「国際人権規約」(1966(昭和41年))など日本が締結した国際人権諸条約は、自治体の人権行政の基本的な根拠となってきています。

同和問題は、人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる深刻かつ重大な課題です。1965(昭和40)年に出された国の同和对策審議会答申は、同和行政の基本的性格と目的を明確にしています。この答申をふまえ、1969(昭和44)年に「同和对策事業特別措置法」が制定され、その後、2度にわたる特別措置法(「地域改善対策特別措置法」及び「地域改善対策特別事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」(以下、「地対財特法」といいます。))の制定によって、財政法上の特別措置による「同和对策事業」が全国的に実施され、2002(平成14)年3月までの33年間にわたり事業が展開されました。そして、1996(平成8)年の地域改善対策協議会意見具申の中で、「同和問題は過去の問題ではない。この問題の解決に向けた今後の取組を人権に関わるあらゆる問題の解決につなげていくという、広がりをもった現実の課題である。」と述べており、財政法上の特別措置法期限後も同和行政の必要性、さらに質的に発展させるべきものであると指摘しました。また、「国民一人ひとりが、自分自身の課題として、同和問題を人権問題という本質から捉え、解決に向けて努力する必要がある。」とし、国や地方公共団体はもとより、国民一人ひとりの主体的な努力を求めています。

また、大阪府では2001(平成13)年9月、大阪府同和对策審議会より「地対財特法失効後の同和行政のあり方」の答申を受けました。その答申では、

かつての同和地区の劣悪な状況は大きく改善されたが、教育、労働の課題が残されているとともに、府民の差別意識の解消が十分に進んでおらず、同和問題が解決したとは言えない状況にあるとしています。また大阪府人権尊重の社会づくり条例(1998(平成10)年制定)の目的である「すべての人の人権が尊重される豊かな社会」の実現を目指し、同和問題解決のための施策の推進に努める必要があるとしています。さらに基本視点として、その施策の推進方法については、今後は、同和地区・同和地区出身者のみに対象を限定せず、様々な課題を有する人々の自助・自立を図り、誰もがそれぞれの個性や能力を活かして自己実現の達成を図るとの視点に立って、的確に行政ニーズを把握し、人権尊重の視点に立った一般施策として取り組む必要があるとしています。大阪府はこの答申を特別措置法期限後の同和行政の施策の方向として位置付けています。

豊能町においては、同和問題の解決を町政の重要な課題の一つに位置付け、国の特別措置に基づき同和対策事業の実施などの取り組みを推進してきました。

この間、物的事業の計画的推進や個人給付的事业等、効果的な事業を実施するとともに、同和問題を人権問題の重要な柱として捉え、差別意識の解消に向けた教育及び啓発等に取り組んできました。また、1997(平成9)年12月には、あらゆる差別をなくし人権意識の高揚を図り、すべての町民の基本的な人権が尊重される差別のない明るく住みよいまちの実現に寄与することを目的とし、町の責務、町民の責務を規定した「豊能町人権尊重のまちづくり条例」を制定し、その中において、豊能町の人権施策の推進に必要な事項を定めています。

その結果、生活環境の改善をはじめ、各般の分野で相当の成果を上げましたが、2000(平成12)年度に大阪府及び豊能町などで実施された「同和問題の解決に向けた実態等調査」、それに続き2005(平成17)年度に行われた「人権問題に関する府民意識調査」、「人権問題に関する町民意識調査」の結果においても、同和地区の実態や、結婚や就職における差別意識、さらに住宅を選ぶ際の同和地区への忌避意識があることが明らかになり、さらに最近になって行政書士等による戸籍謄本等不正取得による差別身元調査や、新たな部落地名総鑑の存在が発覚するなど、差別意識の解消が十分進んでいない状況がみられます。

今後とも新たな視点で、町民が主体的に人権尊重の意識の高揚を図るための教育や学習機会提供等効果的な取組を図るなど、人権が尊重されるまちづくりを進める条件整備等を推進します。

現状と課題

同和問題の解決のため、2000（平成12）年度に大阪府及び豊能町などで「同和問題の解決に向けた実態等調査」（以下、「実態等調査」といいます。）が同和地区における実態や、広く住民の意識実態さらには差別事象の実態等を把握する目的で実施されました。また、町民の人権問題及び同和問題に関する意識などを把握するため、2005（平成17）年度には町民1,000人（無作為抽出）を対象にした「人権問題に関する町民意識調査」（以下、「町民意識調査」といいます。）（回収率48.9%）が実施され、豊能町における同和地区を取り巻く状況及び課題等が明らかになりました。

「実態等調査」から見た「同和地区」の実態

「高齢者単身世帯」「高齢夫婦世帯」「その他の高齢者世帯（高齢者と18歳未満の者で構成される世帯）」からなる「高齢者世帯」の比率が、27.3%と町全体より2倍以上も高くなっています。また、高齢者（65歳以上）の比率は、28.7%と町全体より13ポイントも高く、町全体よりも高齢化率が高い傾向です。

調査地域の全世帯の世帯構成をみると、単身世帯が18.2%と町全体より11.3ポイント高く、また、ひとり親世帯の割合が12.1%で同じく町全体より5.9ポイント高くなっています。

高等教育修了者の割合は25.4%で、大阪府同和地区に比べ14ポイント高く、高学歴化が進んでいます。しかしながら、町全体の割合と比較すると10ポイント程度低い結果が出ています。

「読むこと」では非識字率は5.7%、「書くこと」の非識字率は7.7%で、読み・書きとも大阪府内同和地区の半分程度で、パソコンの普及率状況及びインターネット利用率は、いずれも大阪府内同和地区に比べ2倍程度高くなっています。パソコンの普及率は、年間世帯総収入が増えるほど高くなっており、インターネット利用率は若年齢層になるほど、また学歴の高い人ほど多く利用しています。こうした実態は、学歴構造や高齢化率の高さと関連しており、パソコンの利用による新たな情報格差が生じそれが社会的、経済的格差につながるおそれがあります。今後の高度情報化社会に対応するため、誰でもが情報通信の利便を享受できる「情報バリアフリー化」が課題となっています。

介護保険制度の利用については、「実態等調査」の実施が制度が始まって1ヶ月あまりの時点で行われたことを考慮する必要がありますが、「要介護認定を申請していない」がほとんどで、また、制度に対する意見としては「制度が複雑でわかりにくい」が4割近くとなっています。40歳以上が希望する介護形態をみると、自宅で家族の介護や自宅でヘルプサ-ビスを受けて暮らしたいとする割合が高くなっています。

福祉サ-ビスについては、「生きがいづくり」や「健康づくり」のニーズが高い傾向です。また、保健・福祉サ-ビスを受ける時に困ったこととして、「どこに相談していいのかわからなかった」「どこまで応援してくれるのかわからなかった」と25%が回答しています。これらのことから、必要な介護保険サ-ビスや福祉サ-ビスを利用しながら、住み慣れた地域で安心して暮らせるように身近な相談窓口の役割が重要です。

就労等では失業率は3.7%で、町全体は4.0%です。大阪府内同和地区と比べると5.4ポイント低くなっています。また、生計を支える収入では「世帯主の給与」、「年金・恩給」の比率が高くなっています。特に「年金・恩給」は町全体より21.2ポイント高くなっています。年間世帯総収入は「900万円以上」が18.2%と最も多い一方で、「100万円未満」16.2%、「100～200万円未満」12.1%、「200～300万円未満」10.1%を合わせた300万円未満の低年収層の割合も4割弱を占めています。失業者や不安定就労に対する就労支援の取組が必要です。

地区定住意向をみると、「住み続けたい」が47.1%と半数弱を占めますが、「できれば地区外に引っ越したい」は、16.1%となっており、年齢別では20～30歳代が高い傾向です。20～30歳代の転出意向者の理由をみると、「電車やバスなどの交通機関が不便だから」「商店街や専門店が近くになく、買い物に不便だから」「医療や福祉などのサ-ビスが不足しているから」が多くなっていますが、「この地区に住んでいると差別を受けるかもしれないから」も4割近くあり、差別に対する不安を抱えているといえます。地理的な理由以外による転出意向も含めて、若年層の流出の意向が高い結果が出ています。

「町民意識調査」から

単純集計から見た現状と課題

「結婚にあたって気になること」で、「相手が同和地区出身者かどうか」については未婚者の16.9%、既婚者では24.6%が「気になったこと」としており、同和問題が町民の結婚観に影響しています。さらに、「あなた自身あるいはあなたの友人や親戚で、同和地区の人との結婚に関してもめたり、反対などを聞いた経験」で「ある」と答えた人は、24.5%でした。この結果から豊能町の同和地区人口比率が約1.2%（2000年豊能町実態調査より）である点を考慮すると、あまりにも大きなこの数字であり、同和地区以外に住む同和地区出身者に対しても結婚差別がかなり広範囲に引き起こされていることをうかがわせる実態が浮かび上がってきています。

「人権問題で関心のあるもの」の問では「同和問題」は21.1%で、「子どもの人権問題」（75.3%）や「高齢者の人権問題」（46.2%）などに比べ関心が低い結果が出ています。

「差別についての考え方」では、「賛成（賛成・どちらかといえば賛成）」に含まれるものでは、多い順に「差別される人の言葉をきちんと聞く必要がある」85.9%、「差別は、人間として最も恥ずべき行為のひとつである」84.0%、「あらゆる差別をなくすために行政は努力する必要がある」81.0%で、一方、「反対（反対・どちらかといえば反対）」に含まれるものの多い順に「差別問題は差別されている人の問題で自分には関係ない」71.6%、「差別は世の中に必要なこともある」58.1%、「差別だという訴えをいちいち取り上げていたらきりがない」43.4%などでした。

同和問題の認知状況は、96.9%の人が同和問題などの差別の問題を認知しており、はじめに知ったきっかけは「学校の授業」が一番多く38.4%で、次に「父母や家族から」で22.5%の人が回答しています。同和問題の学習経験については、「小学校でうけた人」が32.7%、次に「中学校」が30.1%、「職場」23.1%などとなっています。

一方、同和地区に対するイメージ（非常に・やや近いイメージ）では、「こわい」52.1%、「下品な」48.3%、「貧しい」44.9%となっています。また、実際「同和地区の人はこわい」というような話を聞いた経験で

は「ある」と答えた人は63.8%で、聞いた人との関係では「友人」の39.7%が最も多く、次に「家族」の36.2%の順で、さらに聞いた時の感想は「そのとおりと思った」13.1%、一方「反発、疑問を感じた」16.7%という結果です。「同和対策がやりすぎ・不公平」というような話を聞いた経験では「ある」と答えた人は56.9%で、聞いた人との関係では「友人」の43.2%が最も多く、次に「職場の人」の31.3%の順で、さらに聞いた時の感想は「そのとおりと思った」28.8%、一方「反発、疑問を感じた」8.3%という結果となっています。

同和地区や同和問題に関する偏見に基づくイメージの克服は重要な課題です。

「同和地区の人たちは就職するとき不利になると思うか」の間に「不利になると思う(しばしば・たまに)」の割合は46.0%で、このうち76.1%の人が「近い将来この問題をなくせることができる」と回答し、「同和地区の人たちは結婚に反対されると思うか」の間に「反対されると思う(しばしば・たまに)」の割合は60.3%で、このうち69.2%の人が「近い将来この問題をなくせることができる」と回答しています。

家の購入時等に同和地区(同じ地区あるいは同じ小学校区)を避ける傾向がある人は46.8%という結果でした。

就職差別や結婚差別、土地差別をなくすための取り組みが特に重要です。

同和地区出身者に対する差別をなくすための意見として、「重要(非常に・やや重要)」という項目が多い順に「学校教育・社会教育を通じて教育・啓発活動を積極的に行う」67.3%、「同和地区と周辺との交流を深め協働し「まちづくり」を進める」61.3%、「行政の一般施策で同和地区住民の自立を支援する」45.4%などの順になっています。

クロス集計（単純集計を関連付けた集計）から見た現状と課題

「同和問題についての学習経験」のデータと「同和地区に対する住宅を選ぶ際の忌避意識」とのクロス集計（表1）及び「同和問題に対する学習経験」と「同和地区の人は『こわい』という話を聞いた時の感想」とのクロス集計（表2）を行いました。

表1からわかることは、「同和問題についての学習経験」の「ある」「ない」で忌避意識の差がはっきりしている点です。「同和地区に対する住宅を選ぶ際の忌避意識」の質問で「住宅はいずれにあってもこだわらない」と回答する割合が高い「学習経験」は「大学で受けた」、「PTAや民間団体が主催する研修で受けた」、「高校で受けた」で40.9%、35.7%、31.9%です。

一方、割合が低い「学習経験」は「はっきりおぼえていない」、「受けたことがない」で10.1%、20.3%でした。

「学習経験」の「ある」人は忌避意識が弱い傾向が明らかです。

表1 「同和問題についての学習経験」と「同和地区に対する忌避意識」

（一部抜粋）

	同和地区や同じ小学校区にある物件は避けると思う	同和地区の物件は避けるが、同じ小学校区の物件は避けないと思う	いずれにあってもこだわらない	わからない
高校で受けた	18.1%(13人)	18.1%(13人)	31.9%(23人)	29.2%(21人)
大学で受けた	18.2%(4人)	13.6%(3人)	40.9%(9人)	22.7%(5人)
PTAや民間団体が主催する研修で受けた	20.0%(14人)	21.4%(15人)	35.7%(25人)	20.0%(14人)
はっきりおぼえていない	37.7%(26人)	27.5%(19人)	10.1%(7人)	24.6%(17人)
受けたことはない	24.1%(19人)	25.3%(20人)	20.3%(16人)	29.1%(23人)

表2からわかることは、(表1)と同様「同和問題についての学習経験」の「ある」「ない」で同和地区の人は「こわい」という話、いわゆる「うわさ」を聞いた時に反発・疑問を感じる意識の差がはっきりしている点です。「同和地区の人は『こわい』という話を聞いた時の感想」で「反発・疑問を感じた」と回答する割合が高い「学習経験」は「大学で受けた」、「PTAや民間団体が主催する研修で受けた」、「高校で受けた」で57.1%、29.2%、25.0%です。

一方、割合が低い「学習経験」は「受けたことがない」、「はっきりおぼえていない」で6.3%、11.4%です。

「学習経験」の「ある」人は同和地区に対する、いわゆる「うわさ」を聞いたときに反発・疑問を感じる傾向が高いという結果が出ています。

表2「同和問題についての学習経験」と「同和地区の人は「こわい」という話を聞いた時の感想」

(一部抜粋)

	そのとおりと思った	そういう見方もあるのかと思った	反発・疑問を感じた	とくに何も思わなかった
高校で受けた	5.8%(3人)	59.6%(31人)	25.0%(13人)	7.7%(4人)
大学で受けた	0.0%(0人)	35.7%(5人)	57.1%(8人)	7.1%(1人)
PTAや民間団体が主催する研修で受けた	6.3%(3人)	60.4%(29人)	29.2%(14人)	2.1%(1人)
はっきりおぼえていない	18.2%(8人)	61.4%(27人)	11.4%(5人)	9.1%(4人)
受けたことはない	6.3%(3人)	83.3%(40人)	6.3%(3人)	4.2%(2人)

次に、「差別問題をはじめに知ったきっかけ」のデータと「同和地区に対する住宅を選ぶ際の忌避意識」とのクロス集計(表3)及び「同和問題に対する学習経験」と「同和地区の人は『こわい』という話を聞いた時の感想」とのクロス集計(表4)を行いました。

表3からわかることは、「差別問題をはじめに知ったきっかけ」の違いによって忌避意識の差がはっきり出ています。「同和地区に対する住宅を選ぶ際の忌避意識」の質問で「住宅はいずれにあってもこだわらない」と回答した割合が高い人の「同和問題をはじめに知ったきっかけ」は「講演会、研修会などで聞いた」、「学校の授業で教わった」、「近くに同和地区があった」で40.0%、30.9%、29.6%です。一方、「いずれにあってもこだわらない」と回答した割合が低い人の「同和問題をはじめに知ったきっかけ」は「学校の友達から聞いた」、「職場の人から聞いた」、「父母や家族から聞いた」で8.3%、8.3%、12.5%です。

研修や授業など学習によって差別問題を知った人は、自分の周囲の人から聞いて差別問題を知った人よりも忌避意識が低い結果が出ています。

表3 「差別問題をはじめに知ったきっかけ」と「同和地区に対する忌避意識」

(一部抜粋)

	同和地区や同じ小学校区にある物件は避けると思う	同和地区の物件は避けるが、同じ小学校区の物件は避けないと思う	いずれにあってもこだわらない	わからない
父母や家族から聞いた	27.8%(20人)	33.3%(24人)	12.5%(9人)	23.6%(17人)
学校の友達からきいた	33.3%(4人)	25.0%(3人)	8.3%(1人)	33.3%(4人)
職場の人からきいた	16.7%(2人)	16.7%(2人)	8.3%(1人)	58.3%(7人)
学校の授業で教わった	14.6%(18人)	19.5%(24人)	30.9%(38人)	33.3%(41人)
講演会、研修会などできいた	26.7%(4人)	13.3%(2人)	40.0%(6人)	20.0%(3人)
近くに「同和地区」があった	14.8%(4人)	33.3%(9人)	29.6%(8人)	22.2%(6人)

表4からわかることは、「差別問題をはじめに知ったきっかけ」の違いによって同和地区に対する言動に対しての反発・疑問を感じる差がはっきり出ています。「同和地区の人は『こわい』という話を聞いた時の感想」で「反発・疑問を感じた」と回答した割合が高い人の「差別問題をはじめに知ったきっかけ」は「講演会、研修会などで聞いた」、「学校の授業で教わった」で44.4%、31.9%です。一方、同じ設問で「反発・疑問を感じた」と回答した割合が低い人の「同和問題をはじめに知ったきっかけ」は「学校の友達から聞いた」、「父母や家族から聞いた」が0.0%、10.5%です。

研修や授業など学習によって差別問題を知った人は、自分の周囲の人から聞いて差別問題を知った人よりも同和地区に対する言動に対しての反発・疑問を感じる傾向が高い結果が出ています。

表4 「差別問題をはじめに知ったきっかけ」と「同和地区の人は『こわい』という話を聞いた時の感想」

(一部抜粋)

	そのとおりと思った	そういう見方もあるのかと思った	反発・疑問を感じた	とくに何も思わなかった
父母や家族から聞いた	10.5%(6人)	71.9%(41人)	10.5%(6人)	7.0%(4人)
学校の友達からきいた	18.2%(2人)	63.6%(7人)	0.0%(0人)	18.2%(2人)
学校の授業で教わった	10.1%(7人)	50.7%(35人)	31.9%(22人)	5.8(4人)%
講演会、研修会などできいた	0.0%(0人)	55.6%(5人)	44.4%(4人)	0.0%(0人)

これらの結果から、差別意識の解消には、これまでの同和教育、研修・啓発活動の有効性が示されており、改めて教育、啓発の重要性が明らかになっています。特に、前述のとおり、教育については、高校、大学といった高

等教育で同和問題についての学習経験のある人は、同和地区に対する忌避意識が弱く、同和地区の人は「こわい」という話、いわゆる「うわさ」を聞いた時に反発・疑問を感じる傾向が表れています。

また、啓発については、差別問題をはじめに知ったきっかけで「講演会、研修会などで聞いた」など研修や授業等学習によって知った人は、忌避意識が弱く、また、「うわさ」を聞いた時に反発・疑問を感じる傾向が表れています。一方、「学校の友達から聞いた」、「職場の人から聞いた」、「父母や家族から聞いた」人は逆の傾向となっており、忌避意識が強く、「うわさ」を聞いた時に反発・疑問を感じない結果が出ています。

最後に、「同和地区に住む人の付き合いの有無及び付き合いの程度」のデータと「同和地区に対する住宅を選ぶ際の忌避意識」とのクロス集計(表5・6)を行いました。

表5・6からわかることは、「同和地区に住む人との付き合い」の「ある」「ない」で忌避意識の差がはっきり出ています。「同和地区に住む人との付き合い」の「ある」人のうち32.3%の人が「同和地区に対する住宅を選ぶ際の忌避意識」で「住宅はいずれにあってもこだわらない」としており、逆に「付き合い」の「ない」人では17.9%と、「ある」人の約半数でした。「ある」人の「付き合いの程度」は、(表6)のとおりとなっています。

表5 同和地区に住む人との付き合いの有無と「同和地区に対する忌避意識」

(一部抜粋)

	同和地区や同じ小学校区にある 物件は避けると思う	同和地区の物件は避けるが、同じ 小学校区の物件は避けないと思う	いずれにあってもこだわ らない
ある	16.9%(21人)	27.4%(34人)	32.3%(40人)
ない	27.2%(91人)	22.7%(76人)	17.9%(60人)

表6 「同和地区に住む人との付き合いの程度」と「同和地区に対する忌避意識」

(一部抜粋)

	同和地区や同じ小学校区にある物件は避けると思う	同和地区の物件は避けるが、同じ小学校区の物件は避けないと思う	いずれにあってもこだわらない
近所づきあいをしている	13.6%(3人)	27.3%(6人)	50.0%(11人)
福祉や子どもの教育のことなどで地域の取組みを一緒にしている	10.0%(2人)	20.0%(5人)	40.0%(8人)
自治会、女性会、PTAなどのメンバーとしてつきあっている	9.1%(2人)	22.7%(5人)	45.5%(10人)
盆踊りやまつり、スポーツなどを一緒にしている	0.0%(0人)	40.0%(4人)	40.0%(4人)

これらのことから、同和地区内外の住民相互の交流の取り組みとして、啓発の中で、一層きめ細やかな対応としての当事者との交流へ発展させることが差別意識の解消の方策として有効である結果が表れています。

同和問題の解決のための基本目標

同和対策の取り組みは、早急に生活実態の改善を図るための事業の実施が必要であったことから、特別措置法に基づき同和地区及び、同和地区出身者を対象にした特別措置事業を中心に実施されました。その結果、生活環境の改善をはじめとして相当の成果を上げ、かつての地区の厳しい実態は大きく改善されました。

しかし、前述の「同和問題の基本認識」「現状と課題」からも明らかのように同和問題が完全に解決された状況には至っていません。

豊能町において同和問題の解決を図っていくには、部落差別が現存する限り、その撤廃のため同和行政を積極的に推進するとの認識により取り組みます。

具体的には、差別、人権侵害の現実を把握して分析する。当事者性を重視する。自立支援の観点を持つ。総合的なものとして推進する。という原則をふまえて、町民の参画と協働のもとに、改めて同和問題を人権問題の本質から捉え、人権行政の一環として、すべての町民の人権を尊重する取り組みの重要な柱として位置付け推進していきます。

そのため、以下の5点を取り組みの基本目標とします。

1. 町民の差別意識の解消・人権意識の高揚を図る。
2. 同和地区出身者をはじめとして、様々な困難な課題を有する住民の自立と自己実現のための支援体制を整備する。
3. 人権保護・救済のための総合相談窓口の整備などの体制を構築する。
4. 地区施設等の活用を図るなどの条件整備を行い、住民の交流と協働を促進する。
5. 人権尊重を基調とした人と人とのつながりを高めていくコミュニティづくりを目指した住民活動を支援するとともに、政策決定などへの住民参画をさらに図っていく。

同和問題の解決のための施策の基本方向

(1) 特別措置から人権尊重の視点に立った一般施策へ

同和対策事業は、本来、一般施策で実施すべきものですが、差別の結果に対する格差是正、つまり地区の環境改善や地区住民の生活向上が緊急の課題であったこと、またこうした課題に一般施策では十分対応できなかったことから、地区や地区住民を対象に特別措置として実施されてきました。この特別措置事業は、地区の環境改善や住民の生活向上に大きな役割を果たしたといえます。

2002(平成14)年3月末日に「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」(いわゆる「地対財特法」)が失効し、特別措置法に基づく同和対策事業は終了しました。しかし、これは同和行政の終了を意味するものではありません。

今後は、人権尊重の観点に立った一般施策を活用し、同和問題解決のための行政を総合的に推進する必要があります。その際、これまでの成果が損なわれることのないよう、さらに地区の現状の把握、課題の整理を通して、施策の改善や新たな構築を図り、解決に向け効果的に推進していきます。

(2) 施策の基本方向

特別措置法期限後においては、同和問題の解決のための基本目標に沿って、町民の差別意識の解消・人権意識の高揚、同和地区出身者の自立等の支援、人権にかかわる相談体制の整備などや、同和地区内外住民の交流促進を図る等を柱として、一般施策の活用、改善等により、人権行政基本方針などによる人権行政の構築を目指した人権施策整備の中で積極的に取り組んでいきます。

人権意識の高揚を図る取組

同和問題の解決のために差別意識の解消や人権意識の高揚を図る上で、人権学習は基礎的役割を担うものです。2000(平成12)年に国会が制定した「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」や「豊能町人権尊重のまちづくり条例」等に基づき、住民の差別意識を解消し、人権意識の高揚を効果的に図るため、同和問題をはじめとする様々な人権問題や、差別の撤廃と人権確立を困難にしている風習や制度などに関し、人権学習機会の提供等をわかりやすく展開していきます。

町においては、豊能町人権まちづくり協会の町内各地域等の推進委員により、地域などにおける人権教育・啓発の取組を図っています。また、人権擁護委員や人権に関わる団体等による諸活動が展開されています。今後、これらの人々や団体等が協力や連携する広がりのある活動の促進を図ります。そして、町内各地域における人権学習機会の提供をはじめ、人権に関する情報や多様なニーズに対応するとともに、身近な指導者の養成にも取り組みます。

また、今後は、人権侵害を受けた人などが持つ社会などに対する抑圧から解放し、当事者に内在する抑圧を取り除いて行く、エンパワメント（注１）の支援、そこから、自ら解決方策を見出せるような自発的に状況を変えていく行動に結びつく教育にも取り組んでいきます。

（注１）「エンパワメント」（Empowerment）

差別など社会的抑圧等により弱者の立場に立たされてきた個々人が、その内在する能力、行動力、自己決定力を取り戻すこと。

自立等を支援する取組

「現状と課題」から町全体よりも高い割合の高齢化や単独世帯率の傾向がある地域住民に対応するため、生きがいづくりや社会参加等、また健康づくりや介護保険サ・ビス等の福祉等サ・ビスを利用して、住み慣れた地域社会で安心して生活できるよう施策の推進や心配りのある福祉サ・ビスの提供に努めます。また、様々な学習等を通じて人々の自立意識の醸成を図り、自尊と生きがいをもって生活できるように学習等や交流を支援するため、老人クラブ活動や世代間交流活動の促進を図ります。

教育については、学歴構成において一層の高学歴化が進んでいる中で、実態等調査において高等教育修了者の割合が低い状況になっています。学校教育では、人権尊重を基軸とした人間形成を図るための人権教育の推進とともに児童・生徒の「生きる力」を養うことが重要で、基礎学力の定着を徹底する必要があります。高校等や大学等への進路選択時においては生徒の自己実現や自立支援を図るため、学校や地域において相談の実施や情報の提供を図ります。

また、近年の急速な情報環境の進展に伴い、パソコン等情報機器の利用活用が普及するよう情報機器の利用等に関する学習機会の提供を地区施設等での実施に努めます。

就労については、「実態等調査」では失業率は低い傾向ですが、変化し続ける

経済社会情勢の中にあって、雇用・就労という基本的権利の尊重と実現を支援するため、地域施設に就労支援専門員の配置に努めます。

生活相談については、現在、ふれあい文化センターにおいて実施している相談事業を教育や就労を含む総合的な相談事業として再構築し、地域の関係団体やNPO（特定非営利活動法人）に総合的な相談の窓口を設置し、相談しやすい環境づくりや初期相談への対応を図ります。

人権の保護・救済

同和問題をはじめとする様々な人権問題に関わる相談は、適切な助言等を通じて人権侵害の発生や拡大を防止し、当事者による解決を促すことにつながり、身近な窓口として有効です。また、相談を通して事例を集約することにより、地区や個々の課題や実態が明らかになってきます。ここから解決、不十分な点は施策の改善、施策の構築につなげるといった視点が重要であり、更なる人権擁護、救済を図ることが可能になります。

2001（平成13）年5月、国の人権擁護推進審議会「人権救済制度の在り方について」の答申は、国に人権救済機関の整備を提言しており、身近な相談窓口を整備する地方公共団体との連携の必要性についても指摘しています。

このため、複雑化する人権課題に対応し、解決するためには、福祉、保健、労働等関係機関とのネットワークづくり、また連携を図ることが重要です。さらに総合的な相談窓口の整備を検討し、地区施設等における相談機能等を充実させ、質の高い相談員の育成に努めます。

地区施設等の活用を図り住民の交流と協働を促進する取組

ふれあい文化センターなどの地区施設は、同和問題の解決に資することを目的として設置運営されてきました。今後は、同和地区内外住民の交流を促進し、広く利用される施設として、その活用方法等を検討していきます。

中でも、ふれあい文化センターは、社会福祉法に基づく同和問題の解決に向けた取り組みの拠点施設であり、現在では、福祉の向上の自立支援センターとして、人権啓発・生涯学習のセンターとして、住民交流の拠点となるコミュニティセンターとして、3点の機能を持つものとして周辺地域を含めた広がりを持つ施設として発展するよう位置付けられています。今後、同和問題をはじめとする様々な人権問題について、相談や学習、情報発信・地区内外の交流の拠点的施設としてより一層機能の充実を図っていきます。

他の地区施設についても、同和問題の解決のためにこれまでそれぞれの分野で果たしてきた成果を活かし、人権尊重の視点から、地域住民の自立を支援するとともに地区内外の交流の促進を図る施設として積極的な活用に努めます。

さらに、同和問題の解決にとって重要課題である差別意識の解消を図るためには、同和地区内外の心の通った交流と協働を促進する取り組み、差別のないコミュニティの形成が重要です。この取り組みを推進することにより、町全体においても人権が尊重され、「差別のないまち、豊能町」が形成されることとなります。そのため、町及び(財)大阪府人権協会などと連携を図り、地域において同和問題をはじめとする様々な人権問題解決のために取り組んでいる「とよの人権地域協議会」を改めて町の人権行政推進のための協議、協力機関として位置付け、当事者参加を重視した取り組みを推進します。今後、「とよの人権地域協議会」は近隣住民も参加した地域のNPO(特定非営利活動法人)等として発展して行くことにより、同和地区内外住民の交流促進と地域住民の自立支援のための一般施策の普及、定着や総合的相談窓口の設置を図る等の活動の展開が期待されることから、それに対する支援にも取り組みます。

人権NPOなど住民活動への支援と住民活動の促進

ますます複雑化、多様化する同和問題をはじめとする人権問題に取り組むには行政、いわゆる「官」では限界があり、課題解決に向けては、被差別当事者のNPOやボランティア団体などのいわゆる「民」の協力が重要になっています。これは、今後、例えば、同和行政や人権行政の政策立案過程に、あるいは施策の推進に「民」の参画を図るなどの取り組みが必要であるとともに、個々の課題に取り組んでいる諸団体が培ってきたノウハウを活用し、同和問題解決をはじめとする人権施策を推進していくため、これらの活動とより連携を深め、ネットワークづくりを図るなどその活動に対する支援と促進を図っていきます。

(3) 同和行政の推進にあたって

庁内推進体制

豊能町においては、人権尊重の視点から行政運営を進めるために、1997（平成9）年12月「豊能町人権尊重のまちづくり条例」を制定し、人権擁護の諸施策推進のための町及び町民の責務を明らかにしました。

同和問題の解決のための施策を、より効果的に、人権行政の一環として実施していくために、現在の町の組織として2004（平成16）年7月の機構改革により、町民等と関わる自治推進業務等と併せて行うことを主眼として改組された総務部自治人権課において、差別のない明るく住みよいまちの実現に向け諸施策を推進しています。しかしながら、さらなる同和問題の解決に向けては、人権行政の一環として全庁的に総合的な展開が図られなければならない、さらに強固な庁内の連携体制の構築、組織の活性化を図ります。

町民・関係団体等との協働関係の構築

同和問題の解決には、地域住民の自主的な取組や同和問題を人権問題の本質から捉えた、人権の世紀といわれる21世紀にふさわしい様々な人権問題に関する施策の積極的推進が重要課題であるといえます。

町内各自治会及び関係団体で組織する「豊能町人権まちづくり協会」は、町民ぐるみで人権意識の普及高揚に関する啓発活動を行い、あらゆる人権が尊重される住みよい町づくりの実現に寄与することを目的としている団体です。より効果的な人権施策の推進のためには、このような住民が参画している団体への連携を一層深め、今後更に、協働関係の構築のため、団体の組織や機能が充実するよう支援に努めます。

また、町内の企業等における人権研修等の実施は、同和問題をはじめとする人権問題解決のため重要であり、町としてその自主的・主体的な取り組みの促進を図っていきます。

さらに、国をはじめ府、府内市町村並びに府、府内市町村の協議、協力機関である（財）大阪府人権協会においても同和問題解決のための諸施策をはじめ、人権に関する様々な施策が実施されています。これらの関係行政機関等との連携を大切にしながら、それぞれが実施している人権施策とも連携し、積極的な活用を図りながら町内各人権関係団体等による広範な人権施策協力機関の設立に向けた取り組みにも努めます。

資 料

豊能町人権尊重のまちづくり条例

平成9年12月25日

条例第25号

(目的)

第1条 この条例は、国際的な人権尊重の潮流を踏まえ、「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられず、法の下に平等である」ことを定める日本国憲法及び「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」ことを定める世界人権宣言を基本理念として、部落差別や女性、障害者、在日外国人、高齢者、子どもなど、あらゆる差別をなくし人権意識の高揚を図り、すべての町民の基本的人権が尊重される差別のない明るく住みよいまちの実現に寄与することを目的とする。

(町の責務)

第2条 町は、前条の目的を達成するため、必要な施策を積極的に推進するとともに、町民の自主性を尊重し、人権意識の高揚に努めるものとする。

(町民の責務)

第3条 すべての町民は、相互に基本的人権を尊重し、人権擁護に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(施策の推進)

第4条 町は、人権擁護の諸施策を総合的かつ計画的に推進するよう努めるものとする。

(啓発活動の充実)

第5条 町は、町民の人権意識の高揚を図るため、啓発媒体の活用、人権関係団体等との協力及び指導者の育成強化など、啓発事業の取り組みと組織の充実に努め、あらゆる差別を許さない世論の形成や人権擁護の社会的環境の醸成を促進するものとする。

(意識調査等の実施)

第6条 町は、前2条の施策の策定及び推進に反映させるため、必要に応じ、意識調査等を行うものとする。

(推進体制の充実)

第7条 町は、あらゆる差別をなくす施策を効果的に推進するため、国及び大阪府並びに人権関係団体等との連携を図り、推進体制の充実に努めるものとする。

(審議会)

第8条 町は、第6条の調査その他人権擁護に関する重要事項を調査審議する機関として、豊能町人権問題審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会の運営に関する事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成10年1月1日から施行する。ただし、第8条の規定は、平成11年4月1日から施行する。

豊能町同和行政基本方針

編集・発行 2007（平成19）年3月

豊能町 総務部 自治人権課

〒563 - 0292

大阪府豊能郡豊能町余野414番地の1

電話072 - 739 - 0001（代表）